

鹿 児 島 県 公 報

平成28年12月9日（金）第3271号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 有害な映画等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定の通知（4件） (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示 (森づくり推進課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件） (障害福祉課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出 (障害福祉課取扱い) 4
- 肥料の登録 (食の安全推進課取扱い) 5
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 5
- 都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 5
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（2件） (大隅地域振興局取扱い) 6
(大島支庁取扱い) 6

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6

告 示

鹿児島県告示第1052号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第8条第2項の規定により、有害な映画等として次のとおり指定した。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8617	平成28年 11月29日	映 画	下半身クリニック しぼり出す	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8618			痴漢電車 名器探り	新日本映像		
8619			熱ギャル白書 極楽仁王立ち	オーピー映画		
8620			濡れて開く 制服を犯す	新東宝映画		
8621			密室女性トイレ 洩れる喘ぎ声	新日本映像		
8622			ボインのお宿 熟女大宴会	オーピー映画		
8623			人妻Gスポット たまらない快感	新東宝映画		
8624			未亡人の太もも 夜ごと悶えて	新東宝映画		
8625			痴漢電車 淫コースは夢いっぱい	オーピー映画		

鹿児島県告示第1053号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 保安林の所在場所

大島郡瀬戸内町大字古志字中田ノ二403番1, 406番1, 407番1, 408番2, 409番から413番まで, 417番, 419番2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1054号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

鹿屋市串良町細山田字内山741番4（次の図に示す部分に限る。）、741番6から741番8まで・741番10から741番14まで・742番4・742番7・742番18・742番乙のハ（以上12筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1055号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

鹿屋市串良町細山田字井料3969番11・3970番8・3970番15（以上3筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1056号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

鹿屋市串良町細山田字内山741番4（次の図に示す部分に限る。），741番6から741番8まで・741番10から741番15まで・742番12・742番18（以上11筆国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1057号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

1 解除予定保安林の所在場所

曾於郡大崎町假宿字荒園3494番6（国有林）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

鹿児島県告示第1058号

平成28年10月17日農林水産省告示第2076号（以下「告示第2076号」という。）で告示された保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので，森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により，その通知の内容を曾於市役所に掲示するとともに，その要旨を告示する。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
井之上平一	曾於市末吉町南之郷字榎田8358番	告示第2076号の変更後の指定施業要件のとおり
岡元金次郎，岡崎吉之丞，吉田金左衛門，吉田盛吉，吉田直八，森山カメヂヨ，森山善藏，鶴田金次郎，碓山卯之助，碓山袈裟太郎，碓山善太郎，渡辺八次郎，湯ノ谷市郎次，福重助次郎，福村善四郎，福村武右衛門，福留源助，野崎善助，落合休右衛門，落合金藏，落合萬助	曾於市大隅町須田木字八反793番15	
高松影雄	曾於市大隅町月野字出水9350番	

鹿児島県告示第1059号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
瀬々串薬局	鹿児島市喜入瀬々串町3409-2	平成28年 11月30日	精神通院医療
川内調剤薬局	薩摩川内市若葉町3番20号	平成28年 10月31日	精神通院医療

鹿児島県告示第1060号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
なのはな薬局	鹿児島市鴨池二丁目8番3号	平成28年 12月1日	精神通院医療
高山薬局	肝属郡肝付町新富521-10	平成28年 12月1日	精神通院医療
和光薬局	奄美市名瀬和光町18番1号	平成28年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1061号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人常清会	鹿児島市南新町1-29	訪問看護ステーションおおぞら	鹿児島市上荒田町44-23-202	平成28年 12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第1062号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

医療機関の名称及び所在地	変更事項	変 更 内 容		自立支援医療 の種類
		変 更 前	変 更 後	
ゆうゆう薬局みなみ店 鹿児島市長田町18番23号	所在地	鹿児島市長田町15-8	鹿児島市長田町18番23号	精神通院医療

鹿児島県告示第1063号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成28年12月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1327号	平成28年11月30日	平成34年11月29日	蒸製毛粉	フェザーミール	窒素全量 12.0	該当なし	株式会社 アクシーズ	鹿児島市 草牟田二丁目1番8号
鹿児島県肥第1328号	平成28年11月30日	平成34年11月29日	肉骨粉	チキンミール	窒素全量 9.0 りん酸全量 5.0	該当なし	株式会社 アクシーズ	鹿児島市 草牟田二丁目1番8号
鹿児島県肥第1329号	平成28年11月30日	平成34年11月29日	肉かす粉末	肥料 K	窒素全量 10.0	該当なし	株式会社 三道食品	日置市東市来町南神之川370番地

鹿児島県告示第1064号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年12月 9 日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年12月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	平成28年12月 9 日

鹿児島県告示第1065号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年12月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 施行者の名称
鹿児島市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 鹿児島都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・70号谷山支所前通線
- 3 事業施行期間
平成25年1月18日から平成32年3月31日まで（変更前平成29年3月31日まで）
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分

変更なし

大隅地域振興局告示第25号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成28年12月9日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 ココペリの森	鹿屋市笠之原町 46番23号	株式会社ココペリ	鹿屋市笠之原町 46番23号	松井 和行	平成28年 12月1日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第26号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年12月9日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ショートステイ あや	鹿屋市上野町 4790番地5	株式会社綾福社 会	鹿屋市上野町 4790番地1	田中雄一郎	平成28年 6月20日	短期入所
グループホーム あや	鹿屋市上野町 4790番地5	株式会社綾福社 会	鹿屋市上野町 4790番地1	田中雄一郎	平成28年 6月20日	共同生活 援助
共同生活援助事 業所K o t i	鹿屋市西大手町 3番3号	特定非営利活動 法人L a n k a	鹿屋市北田町 11132番地1	大山 齊	平成28年 10月1日	共同生活 援助
障害者グループ ホームADVA NCE	肝属郡肝付町富 山929-1	株式会社S. S. A d v a n c e	肝属郡肝付町富 山1499-1	崎森 大地	平成28年 11月20日	短期入所 ・共同生 活援助

大島支庁告示第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年12月9日

大島支庁長 鎮寺裕人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 あまみん	大島郡龍郷町大 勝578番地	株式会社リーフ エッジ	大島郡龍郷町大 勝578番地	田中 基次	平成28年 11月21日	自立訓練 （生活訓 練）・就 労継続支 援B型

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関

する工事は、完了した。

平成28年12月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市吾平町上名字八反田7707番1，7708番1，7709番1，7710番1，7736番1，7741番1及び7776番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿屋市吾平町麓2834番地の1
株式会社サクラクレパス鹿児島工場
代表取締役 井上繁康